

令和5年度 新規指定・追加指定（国指定文化財）

重要文化財（建造物） こんごうぶじほんぼう 金剛峯寺本坊

- 1 種別（区分） 有形文化財（建造物）
- 2 名称（員数） 金剛峯寺本坊 12棟
大主殿及び奥書院（2棟）、真然堂、護摩堂、鐘楼、経蔵、山門、
会下門、かご堀（2棟）、築地堀（2棟）
附指定：六時鐘楼1棟、棟札5枚
- 3 所有者 宗教法人 金剛峯寺
- 4 所在の場所 伊都郡高野町大字高野山132番地
- 5 指定年月日 令和6年1月19日

（説明）

紀伊山地の北西部に位置する高野山は、弘仁7年（816）に弘法大師空海によって真言密教の修行の場として開かれたことにはじまる。金剛峯寺本坊は、その高野山中心部のほぼ中央に位置し、高野山真言宗を統括する総本山寺院である金剛峯寺の本坊の建造物群である。

金剛峯寺は、学侶方の中心寺院であった青巖寺を引き継ぎ、明治2年（1869）に行人方の中心寺院であった西隣の興山寺と合併した。このたび指定となった建造物群のほとんどは、旧青巖寺を構成していたものである。本坊のその広大な境内地は、南を正面として、中央に山門を構えて、かご堀と築地堀で南と西に境内を囲い、東には会下門を開く。山門を潜ると、規模の大きな大主殿及び奥書院が現れ、その前には東に鐘楼、西に経蔵が建つ。大主殿及び奥書院の背面側には、東に真然堂、西に護摩堂が並び建つ。境内地南の街路に接した一面には石垣上に六時鐘楼（附指定）を建てる。

大主殿及び奥書院は、本坊の中核となる建造物で、万延元年（1860）の火災ののち、文久2年（1862）に再建されたものである。客殿と庫裏（台所）及び書院が接続された複合的な建築で、木造平屋建て、桧皮葺き屋根である。複雑な間取りと各部屋根が連なる形式であるが、この造りは高野山の諸寺院に見られる伝統的な造りであり、山内ではもっとも規模の大きなものになる。総本山寺院にふさわしく、大玄関や大広間、上段の間など、各部の意匠を凝らし良材を用いたもので、高い格式が示されている。また広い板の間とした天井のない吹き抜けの庫裏は、中央に大釜を据え、太い梁を交差した見応えのある空間となっている。



大主殿及び奥殿 大主殿部正面



大主殿及び奥殿 西側面（左が奥殿部）

真然堂は、空海に続き草創期の高野山を発展させた高野山二世真然を祀る廟である。木造平屋建て、桧皮葺き屋根で、棟札より寛永 17 年（1640）の建設で本坊の年代が明らかな建造物では最も古いものである。比較的規模が小さい仏堂で、内部は 1 室で背面側に仏壇を設ける。

護摩堂は、不動明王を祀り護摩法要を行う仏堂である。真然堂と良く似た木造平屋建て、桧皮葺き屋根で、文久 3 年（1863）に建設されたことが棟札より分かる。内部は 1 室で背面側に 3 箇所の仏壇を設ける。

鐘楼は、梵鐘を吊る建造物で、木造で二層に造り、桧皮葺き屋根とする。元治元年（1864）に建設されたことが棟札より分かる。建ちが高く、縁の腰組や軒に複雑に組物を用いた華やかな外観で、下層は鐘楼らしく袴腰に造る。

経蔵は、経典や什物を保管した土蔵である。土蔵造り二階建て、桧皮葺き屋根で、延宝 7 年（1679）に建設された。厚い土壁に漆喰を塗って仕上げた外周を、柱と壁板で囲い、正面には前室を設け、内部は一階、二階ともに一室で、内壁を板壁する。

山門は、木造平屋建て、一間四脚門の形式で、桧皮葺き屋根である。延宝 8 年（1680）に建設された。柱が太く建ちの高い外観で、各所を彫刻で飾った門になる。

会下門は、木造、長屋門の形式で、桧皮葺き屋根である。慶應元年（1865）頃に建設された。中央に門構えがあり、東西に部屋を並べる。正門である山門に対し、通用門としての性格を持つ。

かご堀は、山門の東西に延びる木造、桧皮葺き屋根の堀で、慶應元年（1865）頃に建設された。築地堀に似た外観を持つが、柱と土壁を組み合わせ造られており、築地堀と異なり内部空間を持つ。

築地堀は、版築工法により土を突き固めて築いた土堀で、屋根を支えるための柱を一間ごとに建て、桧皮葺き屋根とする。青巖寺が創設された文禄 2 年（1593）頃に建設されたと考えられている。かつての青巖寺時代に境内の西側を画していた堀である。

このように金剛峯寺本坊の境内には、江戸時代前期から末期までの建造物が群として残る。特にその中核をなす大主殿及び奥書院は、高野山真言宗の総本山寺院にふさわしい堂々とした外観と規模、そして格式を誇る建造物であり、その他の建造物と併せ、文化財として高い歴史的価値を持つものである。



大主殿 大広間



大主殿 上段の間

記念物（史跡）〈追加指定〉 わかやまじょう 和歌山城

- 1 種別（区分） 国指定記念物（史跡） 〈追加指定〉
- 2 名称（員数） 和歌山城（追加指定後面積 210,969.77 m²）
既指定地 210,330.93 m²
追加指定地 638.84 m² 合計 210,969.77 m²
- 3 所有者 和歌山市
- 4 所在の場所 既指定地 和歌山市一番丁3番 外18筆
追加指定地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁68番3、69番1、71番3
- 5 指定年月日 昭和6年3月30日、平成30年10月15日（追加指定）、令和元年10月16日（追加指定）、令和2年10月6日（追加指定）、令和3年10月11日（追加指定）、令和4年11月10日（追加指定）、令和5年9月28日（追加指定）

（追加指定理由）

和歌山城は、和歌山県北部を流れる紀ノ川河口に近い左岸に位置する近世城郭である。

和歌山城は天正13年（1585）に羽柴秀吉が、弟の秀長に命じて現在の虎伏山（標高48m）の山頂を中心に築城させたのが始まりである、その後、慶長5年（1600）には、関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した浅野幸長が紀伊国を拝領した。幸長は虎伏山の西峰に天守を建て、東峰と北麓に御殿を造営した。元和5年（1619）には、徳川家康の十男である徳川頼宜が和歌山城主になり、元和7年より和歌山城の整備に着手し、砂の丸・南の丸を新たに造成した。以後、明治維新まで紀伊徳川家の居城であった。石垣と壕が良好に残っていることから昭和6年に史跡に指定された。指定時には大天守や小天守などの建物があったが、昭和20年の空襲により岡口門（重要文化財）と追廻門を除いて消失している。山頂には天守、一段下がった本丸には本丸御殿、本丸の北にある二の丸には大奥などがある二の丸御殿があり、その他に西の丸、南の丸、南西には砂の丸があった。

その後、和歌山市教育委員会によって昭和48年には西の丸庭園（名勝）の整備、昭和55年には大手門の復元整備、平成7年には整備計画の策定、平成11年に御橋廊下の発掘調査が行われた。また、平成20年度から27年度まで二の丸大奥の発掘調査が行われ、建物や庭園など多くの遺構を検出している。

今回追加指定をしようとするのは、江戸時代に「扇の芝」と呼ばれた和歌山城の南西に位置する芝地跡の一角である。扇の芝は頼宜の拡張に伴い形成された場所である。頼宜による拡張の前には砂丘が広がっていたが、南方からの防御のため高石垣を築いて、砂の丸を造成した残り部分が扇の芝と呼ばれた。弘化3年（1846）に焼失した天守の再建の際、ここに御普請所が設けられた。この城と一体の土地である扇の芝の条件の整った一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。



扇の芝 遠景